

# 淡江大学華語センター

## 【グループレッスン就学規定】

重要事項ですので必ずお読みください。

2020/8/1

### 1. レッスン受講のシステム

各クラスごとに、カリキュラム、曜日、時間が決まっています。入学時に決定した受講クラスの曜日と時間に合わせて、出席してください。また同一週内に同じレベルのクラスがある場合においても、在籍するクラス（1つ）を決定していただきます。

### 2. クラスの定員

1クラスの定員は6名です。

6名の定員に満たないクラスの場合、クラスを見学される方や新しくクラスに入られる方がいます。ご理解とご了承をお願い致します。

### 3. 予約、キャンセル、欠席に関して

全てのクラスの日時（スケジュール）は固定されています。レッスンを欠席された場合は、理由の如何に関わらず受講したものとみなし、代替また振替レッスンはありません。

またグループレッスンは、ハオネットキャンパスからの予約及びキャンセルはできません（無効となります）ので、ご注意ください。

### 4. 振替レッスン

振替レッスンはありません。

### 5. レッスンへの遅刻

レッスン時間に遅刻された場合、受講時間の延長はできませんので、ご注意ください。

### 6. レッスンが祝祭日の日と重なった場合

在籍クラスのレッスンが祝祭日にあたる場合、自動的に同一週内の同じレベルのクラスにて振替レッスンを受講していただきます。この場合に限り、**クラスの定員は8名まで**とさせていただきます。また、同一週内に同じレベルのクラスがない場合には、当校が決定した日時に振替レッスンを行います。

### 7. レッスン曜日・時間の変更

各クラスはテキスト1冊を終わるごとに、次のレベルへと進みます。レベルが変わるごとに、新しいクラスのレッスン曜日や時間が変わることがありますので、ご了承ください。

### 8. 在籍クラスの途中変更

在籍クラスと同じレベルのクラスへの変更（移籍）は可能ですが、希望されるクラスに空き席がある場合に限られます（各クラス6名まで）ので、ご了承ください。

### 9. クラスの閉鎖

クラスの在籍人数が3名となり3名になった日から3ヶ月過ぎても受講生が4名以上にならない場合は、クラスの閉鎖、あるいは他のクラスへ統合することもあります。あらかじめご了承ください。またクラス閉鎖に伴い、クラス変更（統合）を調整する際に、受講生の希望の通りにクラス調整が行えない場合もあります。その結果として受講契約を解除される場合には、**未受講分の受講料を全額返金**いたします。

### 10. 休学制度

長期出張・入院など特別な理由がある場合、最長1ヶ月の単位で下表の通り休学が認められます。

休学期間中の受講料は消化しませんが、休学期間を経過しますと消化扱いとなりますので、ご注意ください。また、休学中、在籍クラスのカリキュラムは進行しています。休学中に受講できなかったカリキュラムは、**キャッチアップレッスン（マンツーマン/50分/4,000、税別円）**で補われることをお勧め致します。

契約期間	休学申請可能回数
3ヶ月以下	なし
3ヶ月を超えて6ヶ月以下	1回
6ヶ月を超えて12ヶ月以下	2回

## 11. 転校制度

転校後は転校先校のレッスン日程に準じていただくこととなりますので、レッスンの曜日や時間の変更になることがあります。また転校先の学校に同じレベルのクラスがない場合は、コース変更のお願いをすることがあります。

## 12. 転校休学制度

転居によりやむを得ず在籍校（通学校）を変更される場合、最長1ヶ月の転校休学が認められます。休学期間は申請日より転校先でのレッスンが再開されるまでとなります。

## 13. 受講期限延長制度

日程やカリキュラムが予め決まっているため、10.と12.による休学期間以外の受講期限を延長する制度はありません。

## 14. 休校日

年間の休日は、日・祝日、及び春休み（ゴールデンウィーク）、夏休み、冬休み（年末年始）それぞれ1週間程度となります。日程は事前に掲示し、お知らせいたしますので各自でご確認をお願いします。

## 15. コース変更、受講権の譲渡

契約したレッスンの受講が、受講生の事情により継続できない場合の措置として、当校了解の上でお申し出時点での残受講料を、以下のように『コース変更』もしくは『受講権譲渡』を行うことができるものとします。

i: コース変更・・・他コースの受講料や教材の購入費用に充当し、コース変更ができるものとします。

ii: 受講権譲渡・・・未受講分の受講料を第三者（親族、友人、知人等）に譲渡できるものとします。

上記 i、ii、いずれの処置も不可能な場合は、未受講分の受講料の解約返還請求ができるものとします。

尚、解約返還金は別紙『受講約款』上の「第10条本契約の解除・中途解約」に基づき計算されるものとします。

## 16. 受講契約の更新手続き

受講契約期間の終了の2ヶ月前より契約の更新手続きを行います。その際にはスクール事務局よりご案内を差し上げます。また、受講契約が終了した時点で、受講者が3名以下のクラスの場合は、“グループレッスン”としての再開講が難しいため、そのクラスは閉鎖になることがあります。本規定10条ご参照下さい。

## 17. 復学の手続き

受講契約上の有効期限の終了と同時に、当校の在籍は抹消されますが、当校のどの校舎へ復学する場合も、事務局に過去の通学歴をお知らせいただくことで、最終の受講契約の有効期限日より2年間は再入学手続き費用（10,000円、税別）は免除されます。

## 18. 届け出事項の変更

ご住所・電話番号（ご自宅・携帯電話・勤務先）・お勤め先または学校名に変更がありましたら、必ずスクール事務局まで届け出をお願い致します。

## 19. その他

天災地変（台風・竜巻・大地震・津波・大雪・風水害等）、戦乱、暴動、テロ行為、官公署の命令、陸海空における不慮の災難、運送機関及び通信機関等のサービス提供の中止、皆様の生命または身体の安全確保のために必要な措置、その他当校の責めに帰すことのできない事由等の不可抗力により、休校せざるを得ない場合における、休講のレッスン料は、返金の対象になりませんが、代替レッスンを行えるよう努力いたします。ただし、状況によっては代替レッスンを行えない場合もあり得ます。尚、休校・休講の判断は、公的機関の発表（天気予報・各種警戒情報・交通機関の乱れ・公立学校の休校状況など）を参考にし、総合的に判断して当校が決定いたしますが、様々な側面から判断するため、当日のレッスン開始直前まで時間を要することもあります。またその決定情報は、速やかに当校のホームページに掲載しますので、予想される事態が起きた際には、必ず当校のホームページをご確認ください。

当校の受講生は、良識ある社会人・学生として振る舞っていただく必要があります。他の受講生・教師・スタッフへの違法行為や迷惑行為（暴言・暴力・セクシャルハラスメント・当校の許可のない営業活動・宗教活動・当社社員との学校外での個人的な交流等）があった場合、また学校の運営に支障を来すような行動をとった場合には退学していただくこともあります。その場合、受講料など一切の費用の返還はいたしません。また当校の施設や備品に損害を与えた場合は、損害賠償を求めることもありますので、あらかじめご了承ください。

以 上